

2025 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 み の や
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 正 木 宏 和
(コード番号：386A 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 佐 々 木 康 宏
(TEL 048-816-4550)

発行価格及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1 株につき 金 1,540 円
2. 価格決定の理由等
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（1,440 円～1,540 円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,540 円と決定いたしました。
なお、引受価額は 1,416.80 円と決定いたしました。
3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 105,000 株
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 公募による募集株式発行

増加する資本金	354,200,000 円（1 株につき 708.40 円）
増加する資本準備金	354,200,000 円（1 株につき 708.40 円）
上場時資本金の額	454,200,000 円
 - (2) 第三者割当による募集株式発行

増加する資本金（上限）	74,382,000 円（1 株につき 708.40 円）
増加する資本準備金（上限）	74,382,000 円（1 株につき 708.40 円）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 500,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 200,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し
当社普通株式 105,000株 |
| (3) 申 込 期 間 | 2025年7月10日(木曜日)から
2025年7月15日(火曜日)まで |
| (4) 払 込 期 日 | 2025年7月17日(木曜日) |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2025年7月18日(金曜日) |

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である正木宏和並びに当社株主である株式会社マサキコーポレーション、おかしのまちおか従業員持株会、内田和枝(注)の相続人、正木美恵、株式会社武蔵野銀行、正木惇也、正木友梨、正木理子、福澤富重、株式会社埼玉りそな銀行、三菱食品株式会社及び有限会社サンスイはみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2026年1月13日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年6月16日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

(注) 内田和枝氏は2024年11月7日に逝去されましたが、本文書公表日現在で株主名簿の名義書換は未了であります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。